平成２２年（フ）第２８５号
福井市御幸３丁目６番10号　サニーコーポラスＡ－１
債務者　橋本　弘毅
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
福井県吉田郡永平寺町牧福島第20号４番地
債務者　前田　照美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
長野県松本市大字島内4180番地１　市営住宅Ｄ―13
債務者　仙名　厚志
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１７５号
長野県松本市大字島内4180番地１　市営住宅Ｄ―13
債務者　仙名　由美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８９号
長野県茅野市豊平6598番地１
債務者　櫻井　美香
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６１６号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目19番５―211号
債務者　原田　貴子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３４号
兵庫県西宮市山口町上山口３丁目15番14号
債務者　前川奈緒美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６５５号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目40番24号マサゴハイツⅠ―102、前住所兵庫県尼崎市昭和通８丁目290番地の４
債務者　世門　　健
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６６２号
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目15番３―302号
債務者　笹川　利彦
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１６号
兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町２丁目47番地２
債務者　樋元　晴美（旧姓藤尾）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５５号
兵庫県淡路市長澤32番地４　ヴィラ長沢５号室
債務者　橋田とし子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第６２６号
北九州市小倉北区白銀２丁目11番１―407号
債務者　丸島　雄治
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６２７号
北九州市小倉北区白銀２丁目11番１―407号
債務者　丸島　啓子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４１７号
大分市大字宮崎1633番地の１　タウニイ神崎Ａ106
債務者　糸永　眞篤
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４２１号
大分市大字永興779番地　２Ａ―37―3723
債務者　藤縄　慎一
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１４号
福島県安達郡大玉村玉井字下額沢62番地
債務者　渡邉　智子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
福島県郡山市字下亀田23番地の12
債務者　榊田　富男
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係